

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 7 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第51号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（課税地）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の課税地は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>県 民 税 個人の県民税にあつては住所地又は事務所、事業所若しくは家屋敷の所在地、法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この項、<u>第9条第1項</u>、第38条第1項及び第39条第1項において「法人等」という。）の県民税にあつては事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（<u>第9条第1項</u>、第27条第1項、第38条第2項及び第39条第2項において「寮等」という。）の所在地、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税にあつては盛岡市</p>	<p>（課税地）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の課税地は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>県 民 税 個人の県民税にあつては住所地又は事務所、事業所若しくは家屋敷の所在地、法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この項、<u>次条第1項</u>、第38条第1項及び第39条第1項において「法人等」という。）の県民税にあつては事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（<u>以下この項、次条第1項</u>、第27条第1項、第38条第2項及び第39条第2項において「寮等」という。）の所在地（<u>当該事務所、事業所又は寮等が2以上ある場合には、主たるものの所在地</u>）、法人課税信託（<u>法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。次条第1項において同じ。</u>）の引受けを行う個人に係る県民税にあつては事務所又は事業所の所在地（<u>当該事務所又は事業所が2以上ある場合には、主たるものの所在地</u>）、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税にあつては盛岡市</p>

[略]

3 [略]

(納税管理人)

第9条 事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉦区税及び固定資産税の納税義務者又は特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合並びに法人等の県民税の納税義務者は、県内に事務所、事業所又は寮等を有しなくなった場合においては、課税地を管轄する広域振興局等の管内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める事由を生じた日から10日以内に納税管理人申告書を局長に提出し、又は当該広域振興局等の管内以外の地域に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を局長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日以内とする。

2～4 [略]

(県民税の課税客体等)

第27条 県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によって、第5号に掲げる者に対しては利子割額によって、第6号に掲げる者に対しては配当割額によって、第7号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によって課する。

[略]

3 [略]

(納税管理人)

第9条 事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉦区税及び固定資産税の納税義務者又は特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合並びに法人等の県民税(法人課税信託の引受けを行う個人に係る県民税を含む。)の納税義務者は、県内に事務所、事業所又は寮等を有しなくなった場合においては、課税地を管轄する広域振興局等の管内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める事由を生じた日から10日以内に納税管理人申告書を局長に提出し、又は当該広域振興局等の管内以外の地域に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を局長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日以内とする。

2～4 [略]

(県民税の課税客体等)

第27条 県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によって、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額によって、第5号に掲げる者に対しては利子割額によって、第6号に掲げる者に対しては配当割額によって、第7号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によって課する。

(1)～(4) [略]

(5)～(7) [略]

2・3 [略]

4 法第25条第1項第2号に掲げる者で収益事業(政令第7条の4に規定する事業をいう。以下この節において同じ。)を行うものに対する県民税は、第1項の規定にかかわらず、県内に当該収益事業を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

5 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。)のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によって法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)は、法人とみなして、この節中法人に関する規定をこれに適用する。

7 [略]

(1)～(4) [略]

(4の2) 法人課税信託(法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの

(5)～(7) [略]

2・3 [略]

4 法第25条第1項第2号に掲げる者で収益事業(法第24条第4項の収益事業をいう。以下この節において同じ。)を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものに対する県民税は、第1項の規定にかかわらず、県内に当該収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

5 法人税法第2条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。)のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によって法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節中法人に関する規定を適用する。

7 [略]

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第27条の2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託

(個人の県民税の非課税の範囲)

第27条の2 [略]

(個人の県民税の配当控除)

第31条の2 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得(剰余金の配当(所得税法第92条第1項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。)、利益の配当(同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。)、剰余金の分配(同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。)、証券投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第4項に規定する証券投資信託及びこれに類する同条第28項に規定する外国投資信託をいう。以下この条において同じ。)若しくは特定投資信託(法人税法第2条第29号の3イに掲げる信託をいう。以下この条において同じ。)の収益の分配(所得税法第9条第1項第11号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。)又は特定目的信託(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第13項に規定する特定目的信託をいう。以下この条において同じ。)の収益の分配に係る所得税法第24条に規定する配当所得(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託(租

財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この条において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節(前条、第38条及び第39条第1項(法第53条第24項に係る部分に限る。))を除く。)の規定を適用する。

(個人の県民税の非課税の範囲)

第27条の3 [略]

(個人の県民税の配当控除)

第31条の2 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得(剰余金の配当(所得税法第92条第1項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。)、利益の配当(同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。)、剰余金の分配(同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。))又は証券投資信託(同法第2条第1項第13号に規定する証券投資信託をいう。以下この条において同じ。)の収益の分配(同法第9条第1項第11号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。)に係る同法第24条に規定する配当所得(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は特定株式投資信託(租

税特別措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託をいう。以下この条において同じ。) 又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の1.2 (課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額) については、100分の0.6) に相当する金額

(2)・(3) [略]

(法人等の県民税の申告納付)

第39条 県民税を申告納付する義務がある法人等は、法第53条第1項、第2項、第4項、第5項、第24項及び第26項から第28項までの申告書を局長 (2以上の広域振興局等の管轄区域内に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の局長。次条において同じ。) に提出し、及びその申告に係る税金又は法第53条第1項後段及び第3項の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る税金を納付書によって納付しなければならない。

2 [略]

(事業税の課税客体等)

第42条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によって、その法人に課する。

(1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア [略]

税特別措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託をいう。以下この条において同じ。) の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の1.2 (課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額) については、100分の0.6) に相当する金額

(2)・(3) [略]

(法人等の県民税の申告納付)

第39条 県民税を申告納付する義務がある法人等 (法人課税信託の引受けを行う個人を含む。) は、法第53条第1項、第2項、第4項、第5項、第24項及び第26項から第28項までの申告書を局長に提出し、及びその申告に係る税金又は法第53条第1項後段及び第3項の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る税金を納付書によって納付しなければならない。

2 [略]

(事業税の課税客体等)

第42条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によって、その法人に課する。

(1) 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア [略]

イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第6項各号に掲げる法人、第3項に規定する人格のない社団等、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

(2) 特定信託（法人税法第2条第29号の3に規定する特定信託をいう。以下この節において同じ。）の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。） 特定信託所得割額

(3) [略]

2 [略]

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、政令第15条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）は、法人とみなして、この節中法人に関する規定をこれに適用する。

4 [略]

5 [略]

イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第5項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

(2) [略]

2 [略]

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、法第72条の2第4項の収益事業又は法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）は、法人とみなして、この節中法人に関する規定を適用する。

4 法人課税信託の引受けを行う個人には、第2項の規定により個人の行う事業に対する事業税を課するほか、法人とみなして、法人の行う事業に対する事業税を課する。

5 [略]

6 [略]

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第42条の2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用

(法人の事業税の課税標準)

第43条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

(1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

ア～ウ [略]

(2) 特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。) 各特定信託の各計算期間の所得

(3) [略]

(法人の事業税の税率)

第45条 法人の行う事業(特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。)並びに電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) [略]

2 特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円 以下の金額	100分の5
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円	100分の6.6

をいう。以下この条において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節(前条を除く。)の規定を適用する。

(法人の事業税の課税標準)

第43条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

(1) 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

ア～ウ [略]

(2) [略]

(法人の事業税の税率)

第45条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) [略]

を超える金額

(2) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の7.3
各特定信託の各計算期間の所得のうち年800万円を超える金額	100分の9.6

3 [略]

4 他の2以上の都道府県にわたって事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項又は第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
ア～ウ [略]
エ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の9.6を乗じて得た金額

(2) 特別法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の所得及び清算所得に100分の6.6を乗じて得た金額
イ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の6.6を乗じて得た金額

(3) その他の法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の所得及び清算所得に100分の9.6を乗じて得た金額
イ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の9.6を乗じて得た金額

(法人の事業税の申告納付)

2 [略]

3 他の2以上の都道府県にわたって事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
ア～ウ [略]

(2) 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の6.6を乗じて得た金額

(3) その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の9.6を乗じて得た金額

(法人の事業税の申告納付)

第47条 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割（第42条第1項第1号アに掲げる法人にあっては、付加価値割、資本割及び所得割とする。以下この条において「所得割等」という。）若しくは収入割又は各特定信託の各計算期間に係る特定信託所得割についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 法第72条の25第1項又は第72条の28第1項に規定する法人にあっては、各事業年度又は各計算期間終了の日から2月以内（外国法人が第9条に規定する納税管理人の申告をしないで県内に事務所又は事業所を有しないこととなる場合においては、当該事業年度終了の日から2月を経過した日の前日と当該事務所又は事業所を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで。）

(2) 法第72条の26第1項に規定する法人にあっては、当該法人の当該事業年度又は計算期間の開始の日から6月を経過した日から2月以内

(3)～(5) [略]

2～6 [略]

(個人の事業税の税率)

第47条の6 個人が行う事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) [略]

(4) 法第72条の2第3項に規定する第三種事業のうち同条第9項第4号、第5号及び第7号に掲げる事業を行う個人 所得に100分の3を乗じて得た金額

(地方消費税の課税客体及び課税標準)

第53条の2 地方消費税は、法第72条の77第1号に規定する事業者（以下この節において「事業者」という。）の行った法第72条の78第1項に規定する課税資産の譲渡等については、当該事業者（消費税法（昭和63年法律第

第47条 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割（第42条第1項第1号アに掲げる法人にあっては、付加価値割、資本割及び所得割とする。以下この条において「所得割等」という。）又は収入割についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 法第72条の25第1項又は第72条の28第1項に規定する法人にあっては、各事業年度終了の日から2月以内（外国法人が第9条に規定する納税管理人の申告をしないで県内に事務所又は事業所を有しないこととなる場合においては、当該事業年度終了の日から2月を経過した日の前日と当該事務所又は事業所を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで)

(2) 法第72条の26第1項に規定する法人にあっては、当該法人の当該事業年度の開始の日から6月を経過した日から2月以内

(3)～(5) [略]

2～6 [略]

(個人の事業税の税率)

第47条の6 個人が行う事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) [略]

(4) 法第72条の2第3項に規定する第三種事業のうち同条第10項第5号及び第7号に掲げる事業を行う個人 所得に100分の3を乗じて得た金額

(地方消費税の課税客体及び課税標準)

第53条の2 地方消費税は、法第72条の77第1号に規定する事業者（以下この節において「事業者」という。）の行った法第72条の78第1項に規定する課税資産の譲渡等（以下この節において「課税資産の譲渡等」という。）

108号) 第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。) に対し、譲渡割によって、法第72条の78第1項に規定する課税貨物については、当該課税貨物を消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割によって課する。

2～4 [略]

附 則

(阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例)

第16条の2 前条第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部

については、当該事業者(消費税法(昭和63年法律第108号)第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者(同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。)) に対し、譲渡割によって、法第72条の78第1項に規定する課税貨物については、当該課税貨物を消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割によって課する。

2～4 [略]

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第53条の2の2 法人課税信託(法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この条において同じ。)の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び課税資産の譲渡等をいう。)) ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節(前条第1項、第3項及び第4項、第53条の7並びに第53条の8を除く。次項において同じ。)の規定を適用する。

2 個人事業者が受託事業者(法人課税信託の受託者について、前項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この項において同じ。)である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この節の規定を適用する。

附 則

(阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例)

第16条の2 前条第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部

が、阪神・淡路大震災（阪神・淡路大震災についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成7年政令第11号）に規定する阪神・淡路大震災をいう。附則第20条の2及び第20条の2の2において同じ。）に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成7年12月31日であるものに限る。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第11号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で政令附則第17条の2の2第1項で定める場合において、平成8年1月1日から起算して2年以内の日で同条第2項で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令附則第13条の4で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該政令附則第17条の2の2第2項で定める日までの期間を前条第2項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

（株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第18条の2 [略]

2・3 [略]

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第27条の2第2号、附則第10条第3項及び附則第10条の2第3項の規定の適用については、法第23条第1項第13号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2)～(5) [略]

（先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例）

第18条の4 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第27条の2第2号、附則第10条第3項及び附則第10条の2第3項の規定の適用については、法第23条第1項第13号中「山林所得金額」と

が、阪神・淡路大震災（阪神・淡路大震災についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成7年政令第11号）に規定する阪神・淡路大震災をいう。附則第20条の2及び第20条の2の3において同じ。）に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成7年12月31日であるものに限る。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第11号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で法附則第34条の2の2の政令で定める場合において、平成8年1月1日から起算して2年以内の日で同条の政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき同条の自治省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該同条の政令で定める日までの期間を前条第2項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

（株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第18条の2 [略]

2・3 [略]

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第27条の3第2号、附則第10条第3項及び附則第10条の2第3項の規定の適用については、法第23条第1項第13号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2)～(5) [略]

（先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例）

第18条の4 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第27条の3第2号、附則第10条第3項及び附則第10条の2第3項の規定の適用については、法第23条第1項第13号中「山林所得金額」と

あるのは、「山林所得金額並びに附則第18条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(2)～(5) [略]

(県民税の法人税割の税率の特例)

第19条 昭和52年2月1日から平成23年1月31日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割及び同期間内における解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人税額に係る法人税割又は同期間内における各特定信託の各計算期間分の法人税割の税率は、第37条の規定にかかわらず、100分の5.8とする。

(中小法人等に対する県民税の不均一課税)

第20条 法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は第27条第6項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割(各特定信託の各計算期間分の所得に係る法人税割を除く。)の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.8を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

2～5 [略]

6 第1項の規定を適用する場合において、法人税法第71条第1項(同法第145条において準用する場合を含む。)若しくは同法第88条(同法第145条の12において準用する場合を含む。)の規定によって法人税に係る申告

あるのは、「山林所得金額並びに附則第18条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(2)～(5) [略]

(県民税の法人税割の税率の特例)

第19条 昭和52年2月1日から平成23年1月31日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割及び同期間内における解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第37条の規定にかかわらず、100分の5.8とする。

(中小法人等に対する県民税の不均一課税)

第20条 法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は第27条第6項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のもの(受託法人(法人課税信託(法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この項において同じ。))の受託者である法人(第27条第6項において法人とみなされるものを含む。))について、法第24条の2第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る第27条の2に規定する信託資産等が帰属する者として第2章第1節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。)を除く。)に対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.8を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

2～5 [略]

6 第1項の規定を適用する場合において、法人税法第71条第1項(同法第145条において準用する場合を含む。)若しくは同法第88条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)の規定によって法人税に係る申告

書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定によって申告書を提出すべき法人の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下であることの判定は、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度分又は前連結事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して得た額の12倍の額に相当する額によるものとする。

7 [略]

(旧特定目的会社に係る事業税の課税の特例)

第20条の2の2 第42条第1項第1号イの規定の適用については、当分の間、同号イ中「特定目的会社」とあるのは、「特定目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）附則第2条第1項本文に規定する旧特定目的会社を含む。）」とする。

(法人の事業税の税率の特例)

第20条の2の4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第45条第1項第2号中

「 各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の6.6	」
---------------------------------	----------	---

とあるのは

「 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額及び清算所得	100分の6.6	」
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の7.9	

と、同条第4項第2号ア中「100分の6.6」とあるのは「100分の6.6（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9）」と

書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定によって申告書を提出すべき法人の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下であることの判定は、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度分又は前連結事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して得た額の12倍の額に相当する額によるものとする。

7 [略]

第20条の2の2 削除

(法人の事業税の税率の特例)

第20条の2の4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第45条第1項第2号中

「 各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の6.6	」
---------------------------------	----------	---

とあるのは

「 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額及び清算所得	100分の6.6	」
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の7.9	

と、同条第3項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の6.6（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9）」とす

<p>する。</p>	<p>る。</p>
<p>2 (法人の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第44条 医療法人又は医療施設(政令第21条の7で定めるものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(法第72条の5第4号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。以下この項において「連合会」という。)で法人の事業税の納税義務があるものは、当該法人又は連合会の事業から生ずる所得について、法第72条の23第1項ただし書の規定によって当該法人又は連合会の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額若しくは法第72条の18に規定する個別帰属益金額又は損金の額若しくは同条に規定する個別帰属損金額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除)</p> <p>第103条の6 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車(前条第1項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対しては、申請により自動車税を免除する。</p> <p>(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から第6号までに掲げる事業を営む社会福祉法人が所有する自動車で直接その本来の事業の用に供するもの</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(自動車取得税の税率等の特例)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 電気を動力源とする自動車(総務省令で定めるもの)の取得に対して課す</p>	<p>(法人の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第44条 医療法人又は医療施設(法第72条の23第1項ただし書の政令で定めるものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(法第72条の5第5号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。以下この項において「連合会」という。)で法人の事業税の納税義務があるものは、当該法人又は連合会の事業から生ずる所得について、法第72条の23第1項ただし書の規定によって当該法人又は連合会の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額若しくは法第72条の18に規定する個別帰属益金額又は損金の額若しくは同条に規定する個別帰属損金額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除)</p> <p>第103条の6 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車(前条第1項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対しては、申請により自動車税を免除する。</p> <p>(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から第6号までに掲げる事業(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第62条の規定による改正前の社会福祉法第2条第2項第4号又は第5号に掲げる事業に相当する事業を含む。)を営む社会福祉法人が所有する自動車(直接その本来の事業の用に供するもの)</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(自動車取得税の税率等の特例)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 電気を動力源とする自動車(法附則第32条第3項の総務省令で定めるも</p>

る自動車取得税の税率は、当該取得が平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

3 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

(1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので総務省令で定めるもの

のの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

3 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第32条第4項の総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

(1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第32条第4項第1号の総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第32条第4項第2号の総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同号の総

4 次に掲げる特定自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令附則第12条第1項で定めるものを動力源として用いるもので、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令附則第12条第2項で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の取得(前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、当該特定自動車がバス、トラックその他の総務省令で定めるものである場合にあつては100分の2.7を、当該特定自動車が乗用車その他の総務省令で定めるものである場合にあつては100分の1.8(当該取得が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の2)をそれぞれ控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この号において「平成17年特定軽量車基準」という。)に適合すること。

イ・ウ [略]

(2) 車両総重量が3.5トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定

務省令で定めるもの

4 次に掲げる特定自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第32条第5項の総務省令で定めるものを動力源として用いるもので、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第32条第5項の総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の取得(前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、当該特定自動車がバス、トラックその他の法附則第32条第5項の総務省令で定めるものである場合にあつては100分の2.7を、当該特定自動車が乗用車その他の同項の総務省令で定めるものである場合にあつては100分の1.8(当該取得が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の2)をそれぞれ控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第32条第5項第1号の総務省令で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第32条第5項第1号イの総務省令で定めるもの(以下この号において「平成17年特定軽量車基準」という。)に適合すること。

イ・ウ [略]

(2) 車両総重量が3.5トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第32条第5項第2号の総務省令で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第32条

	<p>めるもの（以下この号において「平成17年特定重量車基準」という。）に適合すること。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>5～9 [略]</p>	<p><u>第5項第2号イ</u>の総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年特定重量車基準」という。）に適合すること。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>5～9 [略]</p>
3	<p>附 則</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から平成21年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令<u>附則第17条の2第1項</u>で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から<u>同条第2項又は第3項</u>で定める日までの期間）内に租税特別措置法第31条の2第2項第11号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令<u>附則第13条の3第2項</u>で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。</p> <p>（阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例）</p> <p>第16条の2 前条第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、阪神・淡路大震災（阪神・淡路大震災についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成7年政令第11号）に規定する阪神・淡路大震災をいう。附則第20条の2及び第20条の2の3に</p>	<p>附 則</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から平成21年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の<u>法附則第34条の2第2項</u>の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から<u>同項</u>の政令で定める日までの期間）内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第17号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき<u>法附則第34条の2第2項</u>の総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。</p> <p>（阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例）</p> <p>第16条の2 前条第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、阪神・淡路大震災（阪神・淡路大震災についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成7年政令第11号）に規定する阪神・淡路大震災をいう。附則第20条の2及び第20条の2の3に</p>

において同じ。)に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間(その末日が平成7年12月31日であるものに限る。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第11号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で法附則第34条の2の2の政令で定める場合において、平成8年1月1日から起算して2年以内の日で同条の政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき同条の自治省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該同条の政令で定める日までの期間を前条第2項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

において同じ。)に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間(その末日が平成7年12月31日であるものに限る。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第17号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で法附則第34条の2の2の政令で定める場合において、平成8年1月1日から起算して2年以内の日で同条の政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき同条の自治省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該同条の政令で定める日までの期間を前条第2項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、信託法(平成18年法律第108号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正部分及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 表2の項の改正部分並びに附則第3条及び第4条の規定 公布の日

(2) 表3の項の改正部分 平成20年4月1日

(信託法の制定に伴う経過措置)

第2条 この条例による改正後の岩手県県税条例(以下「新条例」という。)第8条、第9条、第27条、第39条、第42条、第42条の2、第43条、第45条、第47条、第53条の2及び第53条の2の2並びに附則第19条及び第20条の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたもの)に限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託(以下「新法信託」という。)を含む。)について適用し、同日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたもの)を含み、新法信託を除く。)については、この条に別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

2 新条例第27条の2の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる法人課税信託(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下同じ。)(遺言によってされた信託で法人課税信託に該当するもの)にあっては同日以後に遺言がされたもの)に限り、新法信託に該当する法人課税信託を含む。)について適用する。

3 新条例第31条の2の規定は、県民税の所得割の納税義務者が信託法の施行の日以後に同条に規定する配当所得を有することとなる場合について適用し、県

民税の所得割の納税義務者が同日前にこの条例による改正前の岩手県県税条例（以下「旧条例」という。）第31条の2に規定する配当所得を有することとなる場合については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第103条の6の規定は、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用する。

2 附則第1条第1号に掲げる改正部分及び規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）前に旧条例第103条の6の規定により自動車税の課税免除の適用を受けることができない者のうち、新条例第103条の6の規定により自動車税の課税免除の適用を受けようとする者については、一部施行日前に同条第2項の規定による提出期限を経過したもの又は一部施行日から起算して1月以内に当該提出期限が到来するものに限り、同項の規定による申請書の提出期限は、一部施行日から起算して1月を経過した日とする。

（岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成19年岩手県条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （自動車取得税に関する経過措置）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 新条例附則第27条第4項に規定する特定自動車の取得が施行日から平成19年8月31日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項第2号中「車両総重量が3.5トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの」とあるのは、「車両総重量が3.5トンを超える特定自動車」とする。</p>	<p>附 則 （自動車取得税に関する経過措置）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 新条例附則第27条第4項に規定する特定自動車の取得が施行日から平成19年8月31日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項第2号中「車両総重量が3.5トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第32条第5項第2号の総務省令で定めるもの」とあるのは、「車両総重量が3.5トンを超える特定自動車」とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	